

総収入金額に算入する。この場合においては、当該農業經營基盤強化準備金の金額については、前二項及び第六項の規定は、適用しない。

5 第二十条第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6 第二十条第六項から第八項までの規定は、第一項の農業經營基盤強化準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人が同項の農業經營基盤強化準備金に係る事業を承継した場合について準用する。

7 前二項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(農用地等を取得した場合の課税の特例)

第二十四条の三 前条第一項の農業經營基盤強化準備金の金額（同条第四項の規定の適用を受けるものを除く。）を有する個人（同条第一項の規定の適用を受けることができる個人を含む。）が、各年において、同項に規定する認定計画の定めるところにより、農業經營基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地（当該農用地に係る賃借権を含む。以下この項において同じ。）の取得（贈与又は交換に

よるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを除く。以下この項において同じ。）をし、又はその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない農業用の機械その他の減価償却資産（以下この項及び第四項において「特定農業用機械等」という。）の取得をし、若しくは特定農業用機械等の製作若しくは建設をして、当該農用地又は特定農業用機械等（以下この項及び第五項において「農用地等」という。）を当該個人の事業の用に供した場合には、当該農用地等につき、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

#### 一 次に掲げる金額の合計額

イ その年の前年から繰り越された前条第一項の農業経営基盤強化準備金の金額（その年の前年の十二月三十一日までに同条第二項又は第三項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合に当該金額を控除した金額）のうち、その年において同条第二項又は第三項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額に相当する金額

ロ その年において交付を受けた前条第一項に規定する交付金等の額のうち同項の農業経営基盤強化

準備金として積み立てられなかつた金額として政令で定める金額

二 その年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

4 第一項の規定の適用を受けた特定農業用機械等については、第十九条各号に掲げる規定（第十三条第一項及び第十二条の二の規定を除く。）は、適用しない。

5 第一項の規定の適用を受けた農用地等について所得税に関する法令の規定を適用する場合における当該農用地等の取得価額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十六条第二項第三号中「、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）」を削る。

第二十八条の三第二項中「取得」の下に「所有権移転外リース取引による取得を除き、」を加え、「取りこわし」を「取壊し」に改める。

第二十八条の四第一項中「特定目的信託の信託契約に基づく土地等の信託による当該土地等の移転（次項において「特定目的信託の設定」という。）」を削り、同条第二項中「及び特定目的信託の設定」を削る。

第二十九条第三項中「第九条第一項第一号」を「第九条第一項」に、「第十条第二項」を「第十条第三項」に改める。

第二十九条の二第一項第六号中「証券業者又は」を「金融商品取引業者又は」に、「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に、「の保管の委託」を「振替口座簿（社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。以下この条において同じ。）への記載若しくは記録、保管の委託」に、「当該保管の委託」を「当該振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託」に、「証券業者等の営業所又は」を「金融商品取引業者等の振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は当該金融商品取引業者等の営業所若しくは」に、「又は管理等信託」を「若しくは管理等信託」に改め、同条第四項中「証券業者等の

の営業所等に保管の委託又は」を「金融商品取引業者等の振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託若しくは」に、「取決めに従い当該」を「取決めに従い引き続き当該」に、「証券業者等の営業所等に引き続き保管の委託又は」を「金融商品取引業者等の振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託若しくは」に改め、同項第一号中「保管の委託」を「当該金融商品取引業者等の振替口座簿への記載若しくは記録、保管の委託」に改め、同条第六項中「保管の委託を受け、又は」を「振替口座簿への記載若しくは記録をし、又は保管の委託を受け、若しくは」に、「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改め、同条第七項中「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める。

第二十九条の三第一項中「この項」を「この条」に改め、同条第二項を削る。

第三十条の二第一項中「平成十九年」を「平成二十一年」に改める。

第三十一条の二第二項第二号中「第六号若しくは第七号に掲げる譲渡又は」を削り、同項第十六号中「第六号から第八号まで、第十一号」を「第六号から第九号まで、第十二号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号中「第六号から第八号まで、第十一号」を「第六号から第九号まで、第十二号」に

改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号中「第六号、第七号若しくは第十一号」を「第六号から第八号まで若しくは第十二号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号中「第六号、第七号又は第十一号」を「第六号から第八号まで又は第十二号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第六号若しくは第七号」を「若しくは第六号から第八号まで」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「第十三号から第十六号まで」を「第十四号から第十七号まで」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「前三号、第十一号又は第十三号から第十六号まで」を「第六号から前号まで、第十二号又は第十四号から第十七号まで」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第三号」を「第二号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「前三号」を「第二号から前号まで」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 密集市街地における防災街区の整備に関する法律第三条第一項第一号に規定する防災再開発促進地区の区域内における同法第八条に規定する認定建替計画（当該認定建替計画に定められた新築する建築物の敷地面積の合計が五百平方メートル以上であることその他の政令で定める要件を満たす

ものに限る。）に係る建築物の建替えを行う事業の同法第七条第一項に規定する認定事業者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第二号から前号までに掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。）

第三十一条の二第三項中「前項第十一号から第十六号まで」を「前項第十二号から第十七号まで」に改め、同条第四項中「第三十六条の五から第三十七条まで」を「第三十六条の五、第三十七条」に改め、同条第五項中「第二項第十一号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号」を「第二項第十二号から第十五号までの造成又は同項第十六号若しくは第十七号」に、「第二項第十一号から第十六号まで」を「第二項第十二号から第十七号まで」に改め、同条第七項中「第二項第十一号から第十六号まで」を「第二項第十二号から第十七号まで」に改める。

第三十二条の三第一項中「第三十六条の五から第三十七条まで」を「第三十六条の五、第三十七条」に改める。

第三十二条第二項中「（出資を含む。）又はその信託財産に属する資産が主として土地等である法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託の受益権（次に掲げるものを除く。以下この項において同

じ」を「又は出資（当該株式又は出資のうち次に掲げる出資、投資又は受益権に該当するものを除く。以下この項において「株式等」という）に、「株式又は受益権」を「株式等」に改め、同項第一号中「法人税法第二条第十号」を「同項第二号二」に改め、同項第二号中「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に、「法人税法第二条第十号」を「同項第二号二」に、「第二条第二十一項」を「第二条第十四項」に改め、同項第三号中「特定目的信託」を「法人課税信託のうち特定目的信託」に、「第六十八条の三の三第一項第一号口」を「第六十八条の三の二第二項第一号口」に、「同族特定信託」を「同族会社」に改め、同項第四号中「法人税法第二条第二十九号の三イに掲げる信託であつて、第六十八条の三の四第一項第一号口」を「法人課税信託のうち法人税法第二条第二十九号の二ニに掲げる投資信託であつて、第六十八条の三の三第一項第一号口」に、「同族特定信託」を「同族会社」に改める。

第三十三条第一項中「取得」の下に「所有権移転外リース取引による取得を除き、」を加える。

第三十四条第一項中「第三十六条の五から第三十七条まで」を「第三十六条の五、第三十七条」に改め、同条第二項第四号中「独立行政法人国立博物館」を「独立行政法人国立文化財機構」に改め、同条第三項中「前項第一号から第二号の二まで」を「前項各号」に改める。

第三十四条の二第一項中「第三十六条の五から第三十七条まで」を「第三十六条の五、第三十七条」に改め、同条第二項第三号中「平成十八年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改め、同項第八号中「第二百八十九条第一項」を「第三百条第一項」に改め、同項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十九号中「特定旅客施設（高齢者移動等円滑化法第二条第六号に規定する特定旅客施設をいう。）」、一般交通用施設（高齢者移動等円滑化法第二条第二十一号口に規定する一般交通用施設のうち当該特定旅客施設と同号イに規定する生活関連施設との間の移動が通常徒步で行われる経路を構成するものをいう。）又は公用用施設（高齢者移動等円滑化法第三十九条第一項に規定する生活関連施設のうち当該特定旅客施設又は当該一般交通用施設と一体として利用される駐車場、公園その他の公共の用に供する施設をいう。）」を「同項に規定する生活関連施設又は一般交通用施設」に、「特定旅客施設、一般交通用施設又は公用用施設」を「生活関連施設又は一般交通用施設」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十八号を同項第十九号とし、同項第十三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十二号イ中「中小売商業振興法」の下に「（昭和四十八年法律第一百一号）」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の

一号を加える。

十一 地方公共団体又は都市再生特別措置法第七十三条第一項に規定する都市再生整備推進法人（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）が同法第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する事業（当該事業が当該都市再生整備推進法人により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するために、当該都市再生整備計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合（第三十三条第一項第二号若しくは第三号の六、第三十三条の二第二項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号、第四号若しくは第七号から前号までに掲げる場合に該当する場合を除く。）第三十四条の二第三項中「第六号から第十五号まで、第十八号又は第二十一号」を「第六号から第十六号まで、第十九号又は第二十二号」に改める。

第三十四条の三第二項第一号及び第二号中「前条第二項第二十四号」を「前条第二項第二十五号」に改め、同項第四号中「第二十四号」を「第二十五号」に改める。

第三十五条第一項中「、第三十六条の六」を削る。

第三十六条の二から第三十六条の五までを削る。

第三十六条の六の見出しを「（特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例）」に改め、同条第一項中「平成十八年十二月三十一日」を「平成二十一年十二月三十一日」に改め、「この条」の下に「及び次条」を、「」の譲渡」の下に「（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、当該個人の配偶者その他の当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対するもの、第三十三条から第三十三条の四まで、第三十七条、第三十七条の四、第三十七条の七又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の四までの規定の適用を受けるもの及び贈与、交換又は出資によるものその他政令で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）」を、「」の取得」の下に「（建設を含むものとし、贈与又は交換によるものその他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）」を加え、「第三十六条の二、前条」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定は、平成五年四月一日から平成二十一年十二月三十一日までの間に譲渡資産の譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日の属する年の翌年十二月三十一日までに当該取得をした買換資産を当該個人の居住の用に供する見

込みであるときについて準用する。この場合において、同項中「譲渡の日の属する年の十二月三十一日」とあるのは「譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日」と、「翌年十二月三十一日」とあるのは「翌々年十二月三十一日」と、「取得価額以下」とあるのは「取得価額とその取得価額の見積額との合計額以下」と、「当該取得価額」とあるのは「当該合計額」と読み替えるものとする。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、第一項の規定の適用を受けようとする者の譲渡資産の譲渡をした日の属する年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、当該譲渡資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその見積額に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

第三十六条の六に次の三項を加える。

4 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項の明細書及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

5 第三十三条第六項の規定は、第三項に規定する確定申告書を提出する者について準用する。この場合において、同条第六項中「代替資産」とあるのは、「買換資産」と読み替えるものとする。

6 前三項に定めるもののほか、譲渡資産及び買換資産の範囲その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章第四節第七款の二中第三十六条の六を第三十六条の二とし、同条の次に次の三条を加える。

(特定の居住用財産の買換えの場合の更正の請求、修正申告等)

第三十六条の三 前条第一項の規定の適用を受けた者は、譲渡資産の譲渡をした日の属する年の翌年十二月三十一日までに、買換資産を当該個人の居住の用に供しない場合又は供しなくなつた場合には、同日から四月を経過する日までに当該譲渡の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

2 前条第二項において準用する同条第一項の規定の適用を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に該当する場合で過大となつたときにつては当該買換資産の同条第二項に規定する取得をした日（当該取得をした日が二以上ある場合には、そのいずれか遅い日。以下この項において同

じ。）から四月を経過する日までに同条第二項に規定する譲渡の日の属する年分の所得税についての更正の請求をすることができるものとし、同号に該当する場合で不足額を生ずることとなつたとき、又は第二号に該当するときにつては当該買換資産の取得をした日又は同号に該当することとなつた日から四月を経過する日までに当該譲渡の日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならないものとする。

一 買換資産の取得をした場合において、その取得価額が前条第二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する取得価額の見積額に対しても過不足額があるとき。

二 前条第二項に規定する譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までに買換資産の取得をしていないとき、又は買換資産の取得をした場合において当該取得の日の属する年の翌年十二月三十一日までに買換資産を当該個人の居住の用に供しないとき、若しくは供しなくなつたとき。

3 第一項若しくは前項第二号の規定に該当する場合又は同項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定によ

る更正を行う。

4 第三十三条の五第三項の規定は、第一項又は第二項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十六条の三第一項又は第二項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三条の五第一項」とあるのは「第三十六条の三第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(買換えに係る居住用財産の譲渡の場合の取得価額の計算等)

第三十六条の四 第三十六条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けた者（前条第一項若しくは第二項の規定による修正申告書を提出し、又は同条第三項の規定による更正を受け、かつ、第三十六条の二第一項の規定による特例を認められないこととなつた者を除く。）の同条第一項に規定する買換資産について、当該買換資産の取得の日以後その譲渡（譲渡所得の基となる不動産等の貸付けを含む。）、相続、遺贈又は贈与があつた場合において、譲渡所得の金額を計算するときは、政令で定めるところにより、当該買換資産の取得価額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額（同項に規定する譲渡資産の譲渡に要した費用

があるときは、政令で定めるところにより計算した当該費用の金額を加算した金額）とする。

一 第三十六条の二第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額を超える場合 当該譲渡をした譲渡資産の取得価額等のうちその超える額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額

二 第三十六条の二第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に等しい場合 当該譲渡をした譲渡資産の取得価額等に相当する金額

三 第三十六条の二第一項の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額に満たない場合 当該譲渡をした譲渡資産の取得価額等にその満たない額を加算した金額に相当する金額

（特定の居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第三十六条の五 個人が、平成五年四月一日から平成二十一年十二月三十一日までの間に、その有する家屋若しくは土地若しくは土地の上に存する権利で第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産に該当するもの（以下この条において「交換譲渡資産」という。）と当該個人の居住の用に供する家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供する土地若しくは当該土地の上に存する権利で同項に規定する買換資産に該当す

るもの（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第三十三条の二第一項第二号に規定する交換その他政令で定める交換を除く。以下この条において同じ。）をした場合（当該交換に伴い交換差金（交換により取得した資産の価額と交換により譲渡した資産の価額との差額を補うための金銭をいう。以下この条において同じ。）を取得し、又は支払った場合を含む。）又は交換譲渡資産と交換取得資産以外の資産との交換をし、かつ、交換差金を取得した場合（以下この条において「他資産との交換の場合」という。）における前三条の規定の適用については、次に定めるところによる。

- 一 当該交換譲渡資産（他資産との交換の場合にあつては、交換差金に対応するものとして政令で定める部分に限る。以下この号において同じ。）は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該交換譲渡資産の価額に相当する金額をもつて第三十六条の二第一項の譲渡をしたものとみなす。
- 二 当該交換取得資産は、当該個人が、その交換の日において、同日における当該交換取得資産の価額に相当する金額をもつて第三十六条の二第一項の取得をしたものとみなす。

第三十七条第一項中「第十五号の」を「第十六号の」に、「平成十八年十二月三十一日」を「平成二十一年十二月三十一日」に改め、「交換によるもの」の下に「所有権移転外リース取引によるもの」を加

え、「第十七号」を「第十八号」に改め、同項の表の第一号中「第十五号」を「第十六号」に改め、同表の第十四号中「この号」の下に「及び次号」を加え、同表の第十七号を同表の第十八号とし、同表の第六号を同表の第十七号とし、同表の第十五号を同表の第十六号とし、同表の第十四号の次に次の一号を加える。

十五 防災再開発促進地区内にある土地等、建物  
又は構築物で、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第八条に規定する認定建替計画（政令で定める基準に適合するものに限る。以下この号において「認定建替計画」という。）に係る建築物の建替えを行う事業の用に供するために譲渡をされるもの

当該防災再開発促進地区内にある土地等、建物又は構築物で、当該認定建替計画に係る建築物の建替えを行う事業に伴い取得をされるもの

第三十七条第三項及び第四項並びに第三十七条の四中「第十五号」を「第十六号」に、「平成十八年十

二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

第三十七条の五第一項中「第三十六条の六」を削り、「又は交換」を「交換又は所有権移転外リース取引」に改め、同条第二項の表第三十七条第四項の項中「第十五号」を「第十六号」に、「平成十八年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

第三十七条の六第一項第三号中「第三十六条の五から第三十七条まで」を「第三十六条の五、第三十七条」に改める。

第三十七条の九の二第一項中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

第三十七条の十第一項中「証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法第二十八条第八項第三号イに掲げる取引」に改め、同条第二項第一号中「第二条第二十三項」を「第二条第十六項」に改め、同項第五号中「受益証券」を「受益権」に改め、同項第六号を次のように改める。

## 六 特定受益証券発行信託の受益権

第三十七条の十第三項第一号中「同条第十四号」を「所得税法第二条第一項第八号の二」に改め、「法人の合併」の下に「（法人課税信託に係る信託の併合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「同条第十二号」を「法人税法第二条第十二号」に改め、「合併法人」の下に「（信託の併合に係る新た

な信託である法人課税信託に係る所得税法第六条の三に規定する受託法人を含む。」を加え、「又は出資以外の」を「若しくは出資又は合併法人との間に当該合併法人の発行済株式若しくは出資（自己）が有する自己の株式又は出資を除く。次号において「発行済株式等」という。」の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式若しくは出資のいずれか一方の株式又は出資以外の」に、「されたものに限る」を「されなかつたものを除く」に改め、同項第二号中「分割法人」の下に「（信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する法人課税信託に係る所得税法第六条の三に規定する受託法人を含む。）」を加え、「同条第十二号の三」を「法人税法第二条第十二条の三」に改め、「分割承継法人」の下に「（信託の分割により受託者を同一とする他の信託からその信託財産の一部の移転を受ける法人課税信託に係る所得税法第六条の三に規定する受託法人を含む。）」を加え、「又は出資以外の」を「若しくは出資又は分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式若しくは出資のいずれか一方の株式又は出資以外の」に、「同条第十二条の九」を「法人税法第二条第十二条の九」に、「されたものに限る」を「されなかつたものを除く」に改め、同項第三号中「分割型分割」の下に「（法人課税信